

特殊決済案件の船後保険設計及び保険料計算方法

船後の決済方法が次の場合には、通常の船後保険料計算とは異なる方法で保険料を計算する。

- リテンション決済
- スケジュールペイメント・マイルストーンペイメント・プログレスペイメント
- 1年超の元本均等分割決済(延払い)

1. リテンション

(1) 保険設計

リテンション金額を保険価額、最終のリテンション決済予定日をdueとして、通常の船後dueとは別立てで保険設計を行う。

() リテンションが複数ある場合は、リテンションの合計額、最終のリテンションdueで保険設計を行う点に注意。(リテンションごとに(dueごとに)保険設計することはない。)

(2) 保険料計算方法

係数と期間の取り方が通常の船後とは異なる。

リテンション料率(%) = (ax + b) × てん補調整係数 × 商品係数(個別保険のみ)

a...期間料率(1年あたりの料率)

X...保険料計算期間(0.5年きざみ)

b...最低料率

リテンション係数a、b

- 係数aは、1年あたりの期間料率。通常の船後基準係数と異なるので注意。
- 係数bは、通常の船後基準係数と同じ係数。

国カテ	a (1年あたり料率)	b (最低料率)
A	0.102	0.009
B	0.206	0.018
C	0.378	0.033
D	0.548	0.048
E	0.698	0.061
F	0.812	0.071
G	1.076	0.094
H	1.420	0.124

保険料計算期間X(0.5年きざみ)

- 通常の船後保険料計算は、1日きざみでの計算であるが、リテンション料率は、0.5年きざみで計算をすることになるので注意。具体的な計算期間は、次のとおり。

< 機器ポーション >

「LS日～リテンション最終due」の期間

完成納期案件の場合...「期間MS日～リテンション最終due」の期間

< 役務ポジション >

「対価確認中間日(*1)～リテンション最終due」の期間

(*1)対価確認中間日…「初回対価確認日～最終対価確認日」の期間中間日

→上記期間が6月以内の場合は0.5年、12月以内の場合は1.0年、18月以内の場合は1.5年、以下同様に、0.5年単位で保険料計算期間を捉える。

【保険料計算例】

保険料計算期間が0.5年以内の場合→ $0.5a + b$ ($6a + b$ ではないので注意。)

〃 1.0年以内の場合→ $1a + b$ ($12a + b$ ではないので注意。)

〃 1.5年以内の場合→ $1.5a + b$

てん補調整係数

通常の船後てん補調整係数と同じ。

2. スケジュールペイメント

(1) 定義

対価確認の金額(及びその時期)に関わらず、あらかじめ定められた期日にあらかじめ定められた金額を支払う決済方法。決済金額、決済期日ともに予め確定している。

() 船積みや技術提供が行われていてもいなくても、あらかじめ定められた期日に決済がなされる点が、単純な分割決済と異なる。(単純な分割決済の場合は、船積みや技術提供が行われない限り、期日が確定しない。)

(2) 保険設計・保険料計算方法

船後は、次のいずれかの方式で保険設計、保険料計算を行う。ちなみに、船前は、いずれの方式においても契約締結日～LS日で設計する(完成納期案件の場合は、契約締結日～期間MSまで)。

LS方式…LS日以降に到来するdueのみをてん補対象とする。(注1)

(LS日前にdueが到来する金額は、前受金と考える。)

- LS日以降にdueが到来する金額を保険価額、最終決済期日をdueとして保険設計。
- 「LS日～due」を保険料計算期間として保険料を算出(途中のdueは考慮しない。)し、算出された保険料率を1/2とする(0.5を乗じる。小数点4桁を四捨五入)。
(通常の船後基準係数と同じ係数を使用する。)

期間MS方式…LS日前に到来するdueもてん補対象とする。(注1)

- LS日前にdueが到来する金額も保険価額に含め(*1)、最終のスケジュールペイメントをdueとして保険設計。
- 「期間MS日(*2)～最終due」を保険料計算期間として保険料を算出(途中のdueは考慮しない。)し、算出された保険料率を1/2とする(0.5を乗じる。小数点4桁を四捨五入)。
(通常の船後基準係数と同じ係数を使用する。)

(*1) F S時まで受領する代金は、前受金として保険価額に含めない。

(*2) 期間MS日...「F S日～L S日」の期間中間日

(F S日は予定日を申告。一度決めたら実際のF S日が動いても変更しない。)

(注1) 役務ポーションの場合は、期間MS方式で計算する。また、due が到来したものは、てん補対象となる(但し、対価確認したものに限る)。

(注2) リテンションを含むスケジュールペイメント

PAC時又はFAC時の支払いがリテンションであることが明確な場合は、リテンション決済として別設計、別計算する。(スケジュールdueとは別dueとして保険設計する。)

(注3) 完成納期案件の場合(船前は保険契約締結日～期間MS日)は、船後はMS方式をとることとし、当然F S日からの due はてん補する。

3. マイルストーンペイメント

(1) 定義

技術提供の主要な作業工程の各到達点、主要部分の船積日等をマイルストーンとして定め、当該各マイルストーンの到達時に予め定められた金額(契約金額の○○%を支払、等)を支払う決済方法。

決済金額は予め確定しているが、dueが工事の進捗によって変動する点がスケジュールペイメントと異なる。

(2) 保険設計・保険料計算方法

機器ポーション

- 船前・船後とも、スケジュールペイメントと同様の方式で保険設計・保険料計算を行う。
- ただし、完工時一括払いのようにマイルストーンが一回のみの場合は、算出された保険料率を1/2としない。

() 実際のスケジュール(マイルストーン達成due)に関わりなく、一律、L S日又はMS日と最終dueの2要素だけで全体の保険料を算出する仕組みであることから、dueが変動しても、L S日か最終dueが変わらない限り、内変は不要。

役務ポーション...現行体系と同じ。

- 通常は、マイルストーン到達時に都度対価の確認が行われるので、初回マイルストーンから最終マイルストーンまでの決済総額を保険価額とし(*1)、対価確認日からのユーザンス期間(*2)を保険料計算期間として保険設計、保険料を計算する。

(*1) 初回技術提供開始日までに受領する代金は、前受金として保険価額に含めない。

(*2) 厳密には、「対価確認日～請求 invoice 提出までの期間」を含む。「対価確認日～請求 invoice 提出までの期間」が契約書上明確でない場合のルールを別途定める。役務ポーションについて、以下同様。

(注1) 船積時決済を含むマイルストーンペイメント

船積マイルストーンのみが船積みリンクし、その他のマイルストーンが船積みと全くリンクしないマイルストーンペイメントの場合は、船積マイルストーン部分とその他のマイルストーンを分けて(別dueとして)保険設計、保険料計算を行う。

(注2) リテンションを含むマイルストーンペイメント

PAC時又はFAC時の支払いがリテンションであることが明確な場合は、リテンション決済として別設計、別計算する。(マイルストーンdueとは別dueとして保険設計する。)

4. プログレスペイメント

(1)定義

あらかじめ定められた期日に、その時点までの出来高を確定して決済する方法。決済期日は確定しているが、決済金額が確定していない点がスケジュールペイメントやマイルストーンペイメントと異なる。

具体的には、毎月末日までに行われた船積みや工事について、例えば、翌月末日に支払う、というようなケース。(毎月、対価確認・支払いが行われるものが、「マンスリープログレスペイメント」。)

(2)保険設計・保険料計算方法

機器ポーション

- 例えば、マンスリープログレスペイメントの場合、月初に船積みしたもの(ユーザンス期間(*1) + 1ヶ月)と、月末に船積みしたもの(ユーザンス期間 + 0日)によって、保険料計算期間は異なるが、月初に船積みしたものと月末に船積みしたものの中間をとって、「ユーザンス期間 + 15 日」を保険料計算期間として保険設計を行い、保険料を計算する。
- 同様に、例えば、3ヶ月ごとに対価の確認を行っていくようなケースであれば、「ユーザンス期間 + 45 日」を保険料計算期間として保険設計を行う。

(*1)厳密には、「対価確認日(= 〳日) ~ 請求 invoice 提出までの期間」を含む。

役務ポーション...現行体系と同じ。

- 役務の場合は、一律、対価確認日からのユーザンス期間を保険料計算期間として保険設計を行い、保険料を計算する。

(注1) リテンションを含むプログレスペイメント

PAC時又はFAC時の支払いがリテンションであることが明確な場合は、リテンション決済として別設計、別計算する。(プログレスdueとは別dueとして保険設計する。)

< 技術提供契約(機器ポーション)の扱いについて >

フルターンキー契約等で一定の条件を満たすものについては、追加特約にて、決済方法を問わず下記の保険設計とすることも可能。

船前: 保険契約締結日 ~ 予定LS日(完成納期日より前で申告した日)

船後: ユーザンス期間 対価確認日以前は船後ではてん補しない。

5. 1年超の元本均等分割決済

上記の決済方法に該当しない単純な複数ユーザンス(分割決済)の場合は、原則として最長ユーザンスで保険設計・保険料計算を行うが、次の条件を満たす1年超の元本均等分割決済についてのみ、一定の割引を行うこととする。

(1) 条件

- 船積時(又は対価確認時)を起算とする1年超の元本均等分割決済(延払い)であること。
- 決済方法は、元本均等・均等間隔での分割決済であること。
 - < 例1 > 100 百万円、180 日ごと4回均等分割
 - 25 百万円ずつ、180 日、360 日、540 日、720 日の4回決済
 - < 例2 > 100 百万円、90 日ごと5回均等分割
 - 20 百万円ずつ、90 日、180 日、270 日、360 日、450 日の5回決済
 - < 例3 > 100 百万円、30 日ごと24 回均等分割
 - 4.2 百万円ずつ(端数は初回又は最終回で調整)、
30 日、60 日、90 日、～、690 日、720 日の24 回決済
- 半年賦又は半年賦よりも短い間隔での支払であること(BU ルール)。

(2) 保険設計・保険料計算方法

- 通常の複数ユーザンス案件同様、最長ユーザンスを船後期間として保険料を計算した上で、割引係数として 0.75 を乗じる。
- 割引係数は、決済の回数や期間等に関わらず、一律 0.75 とする。

(注1) 一般案件としてエビデンスを確認した上での取り扱い。

(注2) 特殊ケース

- < ケース1 > 一部 at sight 決済が混じっている場合
 - at sight 部分と分割決済部分を枝分けして保険設計。
- < ケース2 > 納期起算の分割決済の場合
 - 納期前と後に期間を分けて、納期後のみ割り引く。

(注3) 内変によって結果的に均等分割決済でなくなった場合は、割引ゼロで再計算して保険料を追徴する。

以上